

弁護士に依頼される方へ

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

今回相談した弁護士に事件の処理を依頼したい時は、神奈川県弁護士会の用意した契約書を取り交わす必要があります。

神奈川県弁護士会では、依頼者の皆様に安心して弁護士に委任をしていただくために、弁護士会の用意した契約書を取り交わしてもらい、弁護士会が契約内容をチェックすることになっております。

つきましては、今回の法律相談を担当した弁護士に依頼される場合には、弁護士会の用意した契約書を取り交わしていただきますようお願いいたします。

また、弁護士と契約書を取り交わした際は、契約書の控えを受け取り（裏面A）、後日、承認済のスタンプの押された契約書の写しを弁護士からお受け取りください（裏面B）。

ご不明な点や疑問点がございましたら、以下までご連絡ください。

また、神奈川県弁護士会の用意した契約書の取り交わしが行われなかったり、承認済スタンプの押された契約書写しの交付がないなど、手続に不備がございます場合にも、以下までご連絡ください。

(問い合わせ先)

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

TEL 045-211-7700

(月～金 9:30～17:00)

裏面

<本日の相談後の流れ>

あなたの相談後の流れに合わせてチェック☑していきましょう

